

提出議案説明資料目次

令和3年9月定例会

| 資料内容 | 関係議案 | 頁 |
|-------|--------------------------------------|-------|
| 新旧対照表 | 議案第47号 箱根町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について | 1 ~ 5 |

新旧对照表

箱根町手数料条例等の一部改正新旧対照表

| 新（改正後） | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-----|---------------|-------|----|---------|-----|-----|----------|-----|-----|
| <p>（箱根町手数料条例の一部改正）（第 1 条関係）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務の種類</th> <th>1 件区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>26～33（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> | | | 手数料を徴収する事務の種類 | 1 件区分 | 金額 | 1～25（略） | （略） | （略） | 26～33（略） | （略） | （略） |
| 手数料を徴収する事務の種類 | 1 件区分 | 金額 | | | | | | | | | |
| 1～25（略） | （略） | （略） | | | | | | | | | |
| 26～33（略） | （略） | （略） | | | | | | | | | |
| <p>（箱根町個人情報保護条例の一部改正）（第 2 条関係）</p> <p>（情報提供等記録の提供先への通知）</p> <p>第 22 条の 2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>（箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）（第 3 条関係）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び<u>法第 19 条第 11 号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第 5 条 <u>法第 19 条第 11 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができ</p> | | | | | | | | | | | |

旧（改正前）

別表第1(第2条関係)

| 手数料を徴収する事務の種類 | 1件区分 | 金額 |
|----------------|-------|------|
| 1～25 (略) | (略) | (略) |
| 26 個人番号カードの再交付 | 1件につき | 800円 |
| 27～34 (略) | (略) | (略) |

(情報提供等記録の提供先への通知)

第22条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる

新（改正後）

る場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）

旧（改正前）

場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）